

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

専 決 処 分 書

工 事 請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和2年7月1日第55号議案として議決を得た工事請負契約（TKCいちごアリーナ（鹿沼総合体育館）空調改修工事）の一部を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年2月1日

鹿沼市長 佐藤 信

契 約 の 金 額	変 更 前	変 更 後
	229,592,000 円	236,764,000 円